韓国の司法制度改革の動向と展望







(東国大学教授)

、一九九〇年代の司法改革構想の三つの潮流

始めた司法制度改革委員会(以下、司改委とする。法曹人七名 立案・推進されてきた。その一つは、一九九三年一一月から活 主論人など三一名の委員を委嘱。以下、司発委とする)の司法 発展構想であり、その二つ目は、一九九五年に当時の金泳三大 発展構想であり、その二つ目は、一九九五年に当時の金泳三大 発展構想であり、その二つ目は、一九九五年に当時の金泳三大 発展構想であり、その二つ目は、一九九五年に当時の金泳三大 発展構想であり、その二つ目は、一九九五年に当時の金泳三大 が領の委嘱で構成された世界化推進委員会(以下、世推委とす る)と大法院が共同で立案した司法改革構想である。最後は、 一九九九年四月に現在の金大中大統領の委嘱で構成され活動を は、 一九九九年四月に現在の金大中大統領の委嘱で構成され活動を は、 一九九九三年一一月から活

注目される。
「少数判事による高効率司法」を志向しており、世推委の構想には「市民の司法参加」構想が欠けている。これに対委の構想には「市民の司法参加」構想が欠けている。これに対し、司改委の司法改革審議案件には、「陪審・参審制の問題」し、司改委の司法改革審議案件には、「陪審・参審制の問題」し、司改委の司法改革審議案件には、「陪審・参審制の問題が含まれており、この案件をいかに具体化するか、その帰趨が含まれており、この案件をいかに具体化するか、その帰趨が含まれており、この案件をいかに具体化するか、その帰趨が含まれている。

曹と法学界の実像と虚像」が赤裸々に「法律サービスの消費でも言い過ぎではないであろう。この論争の過程で、「韓国法は、一九九五年の一年間、世推委と大法院であったが、論争の主人公は、世推委と大法院であったが、論争を展開は、一定の合意にこぎ着けたが、その過程で烈しい論争を展開した。論争の主人公は、世推委と大法院であったが、論争が進い、一定の合意にこぎ着けたが、その過程で烈しい論争を展開は、一定の合意にこぎ着けたが、その過程で烈しい論争を展開は、一定の合意にこぎ着けたが、その過程で烈しい論争を展開は、一定の合意にこぎ着けたが、その過程で烈しい論争を展開は、一九九五年の韓国の法曹界と法学界は、この論争の過程で、「韓国法としても言い過ぎではないであろう。この論争の過程で、「韓国法としても言い過ぎではないであろう。この論争の過程で、「韓国法としても同様」といる言法とは、一九九〇年代に韓国で展開されたまたは展開されている司法でも言い過ぎではないであろう。この論争の過程で、「韓国法としても同様」という。

ことにしたい。し、二一世紀の韓国の司法改革議論の展開方向を展望してみるり、二一世紀の韓国の司法改革議論の展開方向を展望してみる年の司法改革論争に焦点をあてて、論争の経過を分析的に検討者」たる市民に露出されることになった。本稿では、一九九五

二、一九九五年の司法改革論争の始まり

サービスの問題点を集中的に浮き彫りにし、司法改革を要求すサービスの問題点を集中的に浮き彫りにし、司法改革を要求すけ、すでに様々な改革作業を遂行して、市民から広範囲な支持は、すでに様々な改革作業を遂行して、市民から政立させ、「世界の金泳三大統領が「世界化めための重点推進課題の一つと二一日、「司法改革」を世界化のための重点推進課題の一つと二一日、「司法改革」を世界化のための重点推進課題の一つと二一日、「司法改革」を世界化のための重点推進課題の一つと二一日、「司法改革」を世界化構想」を発表した。世推委は二月時の金泳三大統領が「世界化のための重点推進課題の一つと二十、法曹不法行為、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を得ていた。各言論では、法曹人の数の不足、過多な弁護士費を要求すせる。

韓国の司法制度改革の動向と展望(沈)

三三五 (三三五)

設立して、量的・質的に優秀な法律家を養成しなければならな 民に対する法律サービス提供の問題をも考えれば、弁護士の数 らかになった。一、一九九四年現在、三〇〇名程度である司法 次のような内容の世推委の「司法改革構想」が言論を通じて明 対応できないからである。 市民・社会団体をはじめ多くの国民 従来の法科大学学制と司法研修所の統一的な研修教育だけでは 開放に備え、国際競争力のある専門法律家を養成するためには い。なぜなら、ウルグァイ・ラウンドの妥結に伴う法律市場の 量に養成するためには、アメリカ式のロースクールをモデルと の増員は至急の課題になるからである。二、優秀な法律家を大 対する需要はますます増えており、南北統一以降の北朝鮮の住 費用と法曹のサービスの低下を招いたし、韓国社会の弁護士に ればならない。なぜなら、法曹市場の供給不足が過多な弁護士 試験合格者の定員を将来的には最大二〇〇〇名まで増やさなけ した。これとともに、一九九五年二月三日と四日にわたって、 る世論を形成すると同時に、司法改革の正当性と必要性を力説 した「韓国型専門法科大学院」(以下、専門大学院とする)を 政府のこのような方針に強い支持を表した。

ロースクールをモデルとした韓国型専門大学院を設立して、優世推委の司法改革構想の中で革新的なものは、アメリカ式

論調は、専門大学院の導入を全面的に支持する方向であった。 にまで拡大される余地があった。たとえば、大法院と世推委のにまで拡大される余地があった。たとえば、大法院と世推委のにまで拡大される余地があった。たとえば、大法院と世推委のにまで拡大される余地があった。たとえば、大法院と世推委のにまで拡大される余地があった。この構想に関する制度と運用および慣行に至るまで法曹構図全般にわたる広範囲な検討」を行うとの文言が挿入されていた。言論のたる広範囲な検討」を行うとの文言が挿入されていた。言論のたる広範囲な検討。

論を形成するのに大きな役割を果たした。 論を形成するのに大きな役割を果たした。 論を形成するのに大きな役割を果たした。 論を形成するのに大きな役割を果たした。

曹界の問題点と不正・腐敗を詳細に報道した。このようにして、朝鮮日報をはじめとする韓国の主要日刊紙は、連日、韓国法

大韓弁護士協会の代表を参加させた。大韓弁護士協会の代表を参加させた。これに対し、法曹界も反撃を開始した。法曹界は、(1)世推をでいているの問題)、(2)言論を通じた世論裁判でもっていくのは不当であの問題)、(3)慎重な研究なしに短時間に改革しよの問題)と主張した。世推うとするのは不当である(推進日程の問題)と主張した。世推立となる、法曹界の批判を受け入れ三月九日に世推委小委員会に専るは、法曹界の出為性と必要性が市民の中で瞬く間に広がっていっ司法改革の当為性と必要性が市民の中で瞬く間に広がっていっ司法改革の当為性と必要性が市民の中で瞬く間に広がっていっ司法改革の当為性と必要性が市民の中で瞬く間に広がっていっ

結果は次のとおりである。対する世論調査を行い、その結果を発表した。その世論調査のその間に、弘報処は、三月一六日にいち早く司法改革構想に

あるとの見解を示した。改革を至急に行うべき分野としては、 務職従事者と学生は、それぞれ九三·四%、九〇·二が必要で 必要五二·三%、若干必要三一·一%)と答えた。とくに、事 必要五二·三%、若干必要三一·一%)と答えた。とくに、事 が要である(非常に に答者の八三·四%が司法制度の改革が必要である(非常に が要である(非常に がの導入に賛成している。 弘報処が世論調査機関であるコリ の導入に賛成している。 弘報処が世論調査機関であるコリ の導入に賛成している。 弘報処が世論調査機関であるコリ

前官礼遇(判検事退職者が弁護士になった場合、その弁護士前官礼遇(判検事退職者が弁護士になった場合、その弁護士前官礼遇(判検事退職者が弁護士になった場合、その弁護士前官礼遇(判検事退職者が弁護士になった場合、その経済格に制限を設けない現行司法試験の代わりに専門大学院を新設して、を設けない現行司法試験の代わりに専門大学院を新設して、その修了者に弁護士試験の受験資格を与えようとする意見にその修了者に弁護士試験の受験資格を与えようとする意見にその修了者に弁護士試験の受験資格を与えようとする意見にその修了者に弁護士試験の受験資格を与えようとする意見にその修了者に弁護士試験の受験資格を与えようとする意見に表して、関在および未来の多様な法律需要に合わせて法曹人の数た、現在および未来の多様な法律需要に合わせて法曹人の数た、現在および未来の多様な法律需要に合わせて法曹人の数た、現在および未来の多様な法律になった場合、その弁護士前官礼遇(判検事退職者が弁護士になった場合、その弁護士前官礼遇(判検事退職者が弁護士になった場合、その弁護士が扱う事件の求刑・判検事とと答えた人は七を拡大するように司法試験制度を改編すべきと答えた人は七を拡大するように司法試験制度を改編すべきと答えた人は七を拡大するように表する。

た。しかし、大法院と世推委の交渉は難航を繰り返した。三月一八日に大法院と共同で司法改革を推進することに合意し純に「参加」する形式は問題があるとの問題提起を受け入れ、世推委は、自己が主管する司法改革作業に法曹界の代表が単

金大統領と世推委委員長、教員改革委員会委員長、教育部長官三月二一日に、世推委の司法改革案を支持する内容の建議文を韓国法学教授会(会長は金哲洙ソウル大学教授)理事会は、

(山川七)

と大法院は、それぞれ三名の専門家を推薦して法曹学制委員会 を得ることができなかった。この問題を議論するため、世推委 ここでこの問題を続けて議論することにした。

を構成し、

四

協)と非法曹界全部(法務部を除く行政府全部と法律司法委員 法改革構想と関連して声明を出し、「韓国の実情に合わないア にそれぞれ提出した。三月二七日には大韓弁協が、世推委の司 びて展開された。 会を除く立法府全部、法学教授会)の集団的な争いの様相を帯 こで、司法改革の論争は、法曹界(大法院、法務部、大韓弁 改善を通じて法曹人力を漸進的に増やすべき」と主張した。 ることは、混乱をもたらすことになる」とし、 メリカ式のロースクール制度をにわかに導入して法文化を変え 「既存の制度の

一九九五年一二月一日の第二次合意 法曹人養成制度改変に対する交渉決裂

三、一九九五年四月二五日の第一次合意 司法試験の定員の大幅な増員

張した。世推委は、専門大学院の学制として「四(学部)+三 た。世推委と大法院はこの問題について合意しえなかった。 でもかまわないとの立場であった。これに対し、大法院案は、 争力のある法律家の養成」のために「専門大学院設置案」を主 的には世推委案と大法院案の二つに絞られた。世推委は、「競 (大学院) 案」が望ましいが、これを多少変更した「三+三案」 「学制延長案」(二年の教養教育+三年の専門教育)を主張し 法曹学制委員会では、様々な方案を出して検討したが、 最終

行三○○名の水準の試験による法曹人の選抜定員を原則として を含む法曹人養成制度の改編の具体的な内容に対しては、 ○名の範囲で増やす」ことに合意した。しかし、法学教育制度 七〇〇名にし、二〇〇〇年からその後には一〇〇〇名―二〇〇 法曹人の大幅な増員が必要である」との認識を同じくし、「現 表した。両方は、「法律サービスの質を画期的に改善するため、 一九九六年に五〇〇名、一九九七年に六〇〇名、一九九八年に 大法院と世推委は、一九九五年四月二五日に一次合意文を発 合意

こと」とする点で合意した。形式上は「合意」であったが、 質上は「交渉の決裂」であった。 司法研修所の運営経験を土台に大幅な制度改変を推進していく 進していくこと」とし、司法研修所は、「大法院がそれまでの 「大学教育改革の次元で法学教育界が必要な改編を自律的に推 一九九五年一二月一日、両方は、法学教育制度の改編は、 実

五 一九九六年二月八日の教育改革委員会の 最終案の発表

司法試験受験資格を専門大学院の修了者に制限するという方 院の卒業者に司法試験を免除する方案を目標とし、長期的には もっていた。「司法試験との連携」とは、「短期的には専門大学 し、長期的にはこれを司法試験と連携させていくという構想を は一定の能力と施設をもった教育機関のみが実施できるように 施するという構想をとったものである。 教改委は、専門大学院 に合意した。特委は、法学教育を一般教育と専門教育とに分け 学教育改革の基本方針に従う線で進行されなければならなかっ 改編するとの基本方針を立てていたため、法学教育の改編は大 ろで、教改委は、すでに大学教育全般を多専攻複合学問体制に の特別委員会(以下、特委とする)を設置して運営した。とこ 変のための具体的な方案を作る目的から、法学教育改革のため 教育改革委員会(以下、教改委とする)は、法学教育制度改 である。 一九九六年二月八日に特委は、法学教育を二元化すること 一般教育は大学課程で実施し、専門教育は専門大学院で実

紙数の制限上、ここでは詳細な分析を省略せざるをえないが、 韓国の司法制度改革の動向と展望(沈)

綜した姿をみせていた。 私は、このようなことは、競争原理に 象であると考えたい。 要求する世界化の流れに直面して現した初期的な緊張と葛藤現 鈍かった韓国の法曹市場と法学教育市場が、法律市場の開放を ち始めれば再び攻撃をして合意事項を覆すという、 勢が不利であると判断するときには妥協または後退し、力を持 論争の各主体らは、ときには対立・葛藤をし、ときには連合し 複雑かつ錯

||一世紀の韓国の 司法改革議論の対する展望

委の第一次試案が発表された。しかし、その中で画期的な事項 司法改革構想作業に基礎資料として提供されるであろう。従っ 将来その実現可能性が明らかでないものもあり、重なるものも 性格をもっている。その中では、すでに実現されたものもあり はほとんどない。 るとして無視することはできない。 て、それらが単に「構想」または「綱領」にすぎないものであ ある。この三つの構想は、二一世紀に韓国で展開される新しい た構想は、すべて将来別途の具体的な実践が必要な「綱領」の 司発委、世推委および司改委という三つの委員会が作り出し 韓国の法曹人と法学者たちの焦眉の関心事で 一九九九年九月六日に司改

三九 (三三九)

護論者らは非常に残念に思っている。そのような機会がまた 動の可能性を提示する動力はほかのところにある。 やってくるのかどうか、予測しえない。より進取な司法改革運 年上半期に司法改革を貫徹できなかったことを、専門大学院擁 行政府がもっとも清廉であると主張することのできた一九九五 な法律市場構造調整作業に乗り出すことが困難である。 韓国の 題から脱しきれない限り、韓国の法曹人の閉鎖的かつ独寡占的 あろう。韓国の政治圏(立法府と行政府)は、みずから腐敗問 ず「少数法曹人による高効率法律サービス主義」を固執するで ろうと考える。二一世紀になっても、 の前半部の二〇年あまりの期間にわたってその状況が続くであ るであろう。司法権の独立、司法の清廉性などは古くからの主 審議案件の中で、かかるものがもっとも合意しにくい案件にな 審に対する試案はまだ発表されていない。おそらく、司改委の ある法曹人養成方案、そして市民が関心をもっている参審・陪 韓国では今なお懸案問題となっており、二一世紀 韓国の法曹人は相変わら

そのときを前後して司法改革議論に従来は参加しなかった新しべた。一九九五年が重要な理由はどこにあるのか? それは、顧するとき、もっとも注目すべき時期は一九九五年であると述先に私は、一九九九年の時点から韓国の司法改革の動向を回

ろが、 三月に、 授集団などの主体ら (old players) は、市民からの同意と支持 加しはじめ、現在は大法院、法務部、大韓弁護士協会、法学教 重要な影響力を行使していったからである。一九九五年二月と 帯」には、 えている。 の開催、デモ、司法監視活動を通じて司改委の活動に圧迫を加 最近の司法改革に深い関心を示す市民団体は連合して、討論会 なしにはいかなることも円満に推進することができなくなった。 護士会などの法曹集団と、様々な法学教授集団であった。とこ 韓国の司法改革議論の発言者たちは、大法院、法務部、大韓弁 の新しい参加者は、韓国の中産層を形成する市民である。従来 ら韓国の司法改革の将来を予測できる捷径になると考える。こ た。従って、この新しい主体の動向を観察することが、これか をはじめとする司法既得権者らの一定の譲歩をえることができ 形成と台頭」があったので、世推委は一九九五年四月に大法院 いた。 一九九○年代はじめの韓国社会には、「参加する市民の になり、時間が経つにつれてこの新しい主体の発言が段々より い主体たち (new players) が登場し、 一九九五年を前後して司法改革議論に市民が積極的に参 世推委の司法改革構想は、世論の圧倒的な支持をえて 一九九九年四月二七日に結成された「消費者保護と 現代の韓国の代表的な「司法改革のための市民連 積極的に発言するよう

が中心)がある。の市民社会団体連帯会議」(参与連帯、経済正義実践市民連合合)と、一九九九年七月二〇日に結成された「司法改革のため司法改革のための社会団体共同推進連合会(四〇個団体の連

る。 高。 高。 高。 高。 のような市民参加方案の導入が主要関心事項に含まれてい 管察署長に対する市民的参加と統制の実現」方案として、大法を支持する項目が含まれている。後者の活動綱領の中には、 で支持する項目が含まれている。後者の活動綱領の中には、 で支持する項目と、大法官、憲法裁判所裁判官、検察総長、 を支持する項目が含まれている。後者の活動綱領の中には、 で支持する項目が含まれている。後者の活動綱領の中には、 大法官、憲法裁判所裁判官、法院長 を支持する項目と、世推委が推進した専門大学院案 審制の導入を主張する項目と、世推委が推進した専門大学院案 を支持する項目が含まれている。 で表表表表別の実施、陪審・参 (裁判所長)、検事長、警察署長の住民直選制の実施、陪審・参

の定員は大幅に増加した。その後、私は、一時、「量的変化」の方のと考える。一九九五年四月の第一次合意以降、司法試験の法曹が従来のような閉鎖的かつ独寡占的な法曹市場構造を持め、内部からの改革に大きな期待をよせることは困難をするであると考える。一九九五年四月の第一次合意以降、司法試験に関連するであると考える。一九九五年四月の第一次合意以降、司法試験に関連するであると考える。一九九五年四月の第一次合意以降、司法は、司法との成就の可能性は、韓二一世紀の韓国の司法改革の方向とその成就の可能性は、韓二十世紀の韓国の司法改革の方向とその成就の可能性は、韓二十世紀の韓国の司法改革の方向とその成就の可能性は、韓二十世紀の韓国の司法改革の方向とその成就の可能性は、韓二十世紀の韓国の司法改革の方向とその成就の可能性は、韓二十世紀の韓国の司法改革の方向とその成就の可能性は、韓三十世紀の東京といる。

ある。

が、私が法曹内部からの改革に大きな希望をもちえない理由でが、私が法曹内部からの改革に大きな希望をもちえない理由でが、私が法曹内部からの改革に大きな希望をもちえない理由でが「質的変化」を伴うかもしれないとの希望的な展望をしたこ

- (1) 司発委は、計二六個の案件を審議した。 頁(一九九四)。 法改革の方向と問題点」『法学』 別の法官任用制、司法研修所制度の改善、元老法曹人力の活用方案 の改善、拘束令状実質審査制度、専門法院の設置、ソウル市内の合制度の導入、行政事件の審級構造、特許訴訟の審級構造、上告制度 限されていた。二六個の審議案件は、高等法院の支部の設置、法官 調整などである。 法院侮辱行為に対する制裁、第一審の構造調整、民事控訴審の構造 法官人事委員会制度、法官に対する勤務評定、法官職級制度、 政策研究院の設置、登記・戸籍庁の設置、司法補佐官制度の改善、 議支院の地方法院への昇格、ソウル民・刑事地方法院の統合、 警察の創設、 会議の立法化、常設簡易法院の設置、 案など、すべて裁判業務に関連したものか司法府の内部の問題に局 務軽減、司法府の位相強化、判事の専門化、法院の強制力の確保方 (第一集、一九九三・一一;第二集一九九三・一二);権誠「司 大法院の法律案提出権、 司法制度発展委員会研究室『審議対象案件検討資 (ソウル大学)三五巻一号四一一〇 法官任用資格の強化、 大法院の予算案要求権、 その案件は、判事の業 副判事 司法 法院 地域
- (2) 大法院・世推委「法律サービスおよび法学教育の世界化」(一

三四一(三四一)

韓国の司法制度改革の動向と展望(沈)

立命館法学 二〇〇〇年一号 (二六九号)

(3) 大統領の直属諮問機構たる司法改革推進委員会は、一九九九年化」(一九九五・二二・一)。 九九五・四・二五): 「法律サービスおよび法曹人養成制度の世界

- てから、 までの任期で活動している司改委は、法曹人七名を含む教授、言論 経て一二月末まで最終案をまとめる予定である。来る一二月三一日 編および人事制度の改善方案など、一六個の議題は引き続き審議を法曹人力の養成方案、陪審・参審制の導入、裁判所・検察の組織改制の導入、法曹非理の根絶対策、とくにロースクールの導入および 活性化と法律サービス市場開放対策などの一七個の議題について委 三三個の議題の中で、不拘束裁判拡大などの人身拘束制度の改善、 人などの一八名で構成されており、一九九九年四月二八日に発足し 員会での暫定的に合意された。 しかし、主要議題である、特別検察 民・刑事法律救助拡大、国選弁護および裁定申請の拡大、法務法人 九月六日「司法改革一次試案」を発表した。一次試案には、全部で これまで毎週一回以上の審議を開いてきた。
- ディア、一九九六・三)一一頁。(4) 権五乗『司法もサービスだ』(金泳三政府改革叢書八、未来メ
- 朝鮮日報、 一九九五・二・四、五面;一九九五・二・二八、五
- 6 権・前掲書(注4)一五頁。
- (7) たとえば、朝鮮日報は、「アメリカ式ロースクールと類似した 資質を向上できる案として支持する」と報道した(一九九五・二・長期的に専門法科大学院案が法曹人を画期的に増やしても法曹人の 制度の導入を積極的に検討しており、司法改革共同企画チームは、

- 二八、三五面)。
- (8) 「参与民主社会と人権のための市民連帯」、 る市民団体である。 分野の民主主義を総体的に監視できる、韓国でもっとも影響力のあ る(朝鮮日報一九九四・九・一一、二六面)。 参与連帯は、社会各 Ιţ 保護するための内部告発者支援センター も設置している。 参与連帯 を法律的に解決するための公益訴訟センターと良心宣言を活性化し 独占財閥の弊害、環境問題、障害者問題などの公益性を帯びる問題 担う人権センターを設置・運営している。参与連帯はまた、労働、 動)監視などの二つの監視センターと、 ている参与連帯は、議政(国会活動)監視、司法(法院・検察の活 体である。大学教授、弁護士など市民三〇〇名が会員として加入し ○日にソウルの大韓弁護士会館で創立大会を開いて出帆した市民団 各種活動を専門的に遂行するため、常設弁護人団も構成してい 人権教育および国際連帯を 一九九四年九月一
- 9 改革。 参与民主社会市民連帯 司法監視センター (一九九六)七頁。 『市民のための司法
- 朝鮮日報一九九五・三・一七。
- $\widehat{\underline{15}} \ \widehat{\underline{14}} \ \widehat{\underline{13}} \ \widehat{\underline{12}} \ \widehat{\underline{11}} \ \widehat{\underline{10}}$ 朝鮮日報一九九五・三・二二、三七面
 - 朝鮮日報一九九五・三・二八、四五面
 - 権・前掲書(注4)八六― 八七頁。
- 権・前掲書(注4)二〇頁。
- 権・前掲書(注4)一〇三頁。
- もと法律消費者連盟の綱領であったが、一九九八年四月一七日に開い) 「司法改革と司法正義のためのわれわれの主張」(これはもと

いる。 催された「司法改革促求市民大会」で正式に採択されたといわれて

発表されたものである。 同シンポジウム「変貌する日韓の司法 本稿は昨年一〇月二二日、立命館大学で行われた日韓共 改革の焦点」で